

## 当財団で発生した業務上横領事件の判決と再発防止策について

平成 27 年 3 月 10 日に、当財団ホームページで、「当財団で発生した事件に関するお詫び」を公表しましたが、この事件に関し、4 月 20 日、東京地方裁判所にて判決がありましたので、改めて当財団よりお知らせいたします。

この判決は、平成 26 年 3 月に発覚した、当財団において経理、財務関連の業務を担当していた元職員による業務上横領事件について下されたものです。当該職員は、事件発覚当時は当財団の事務局次長の職にありましたが、平成 26 年 7 月 29 日付けで懲戒解雇しております。当該職員は平成 26 年 9 月に警察に逮捕され、業務上横領の罪で起訴されておりましたが、4 月 20 日東京地方裁判所において懲役 2 年 10 ヶ月の実刑判決を受けました。

本件は、公益目的事業を行うための事業活動資金の一部を流出させ、また、当財団やその事業に対する社会的信頼を損なう不祥事であり、財団執行部ならびに理事会・評議員会・監事一同、このような事態を防止できなかった責任を重く受け止め反省し、皆さまに重ねてお詫び申し上げる次第です。

今後、このような不祥事を起こさぬよう再発防止策のひとつとして 4 月 1 日付けで財団内部に内部統制委員会を設置いたしました。この内部統制委員会は、当財団の理事と外部有識者で構成し、内部のガバナンスについて外部からの視点を加えて、内部統制に関する勧告やアドバイスを行う役割を担います。この内部統制委員会を通じて内部統制の強化を図り、再発防止のために日常業務におけるリスク管理を徹底させてまいります。

(内部統制委員会に関しましては、3 月 30 日付の財団 HP の INFORMATION「内部統制委員会を発足させました」をご覧ください。)

皆様の信頼を一日も早く回復できますよう、引き続き職員一同襟を正して職務に当たる所存です。今後ともご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 4 月 20 日

公益財団法人 吉田秀雄記念事業財団

理事長 森 隆一